

平成25年度
事業計画ならびに予算書

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

目 次

【一般会計】

経理区分名	事業計画 (ページ)
1. 法人運営事業	2
2. 住民会費等事業	3
3. ボランティア活動推進事業	3
4. 小地域ネットワーク活動推進事業	4
5. 助成事業	5
6. 献血推進事業	5
7. 福祉サービス利用援助事業	6
8. 精神保健福祉推進事業	7
9. 生活福祉資金貸付事業	8
10. 住宅改造助成調査事業	9
11. 住宅手当緊急特別措置事業	9
12. 共同募金配分金事業	10
13. 居宅介護等事業	11
14. 移動支援事業	12
15. 総合福祉センター管理運営事業	12
16. くすの木園 (生活介護) 管理運営事業	13
17. 共同生活援助・介護事業	15
18. 障害者活動支援事業	15
19. 父子家庭日常生活支援事業	16
20. 地域包括支援センター事業 (第1・2圏域)	16
21. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業	18
22. 地域活動支援センター事業	19
23. 乳児家庭全戸訪問事業	20

【特別会計】

経理区分名	事業計画 (ページ)
1. 総合福祉会館管理運営事業	21

平成25年度
社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

事業計画

経済回復の兆しが見えはじめたものの、長期化した経済・雇用情勢の悪化による影響は大きく、経済的困窮や社会的孤立の課題がますます深刻化しています。また、少子高齢化の進行や地域・家族関係などの変容に伴い、希薄化する地域住民同士のつながりをいかに強化するか、増加する要援護者をどのように支えていくか、どう支え合っていくかが大きな課題となっています。このような状況のなか、本会では事務局体制の再構築やガバナンス体制など組織の基盤強化に取り組む一方、地域支援体制や総合相談機能の更なる充実、新たな福祉課題への対応など、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざします。平成25年度は以下の事業を重点的に実施します。

1. 経営戦略プログラム（第2期）の推進

24年度策定した人事計画や研修計画を推進し、ガバナンス体制の強化を図るなど組織の基盤強化に取り組めます。市民対象のアンケートをもとに、市民が必要とする事業や地域福祉活動のあり方を検討し推進します。社協だよりの紙面を刷新して、社協事業や市民が求める福祉情報の提供を充実させるとともに、広告を掲載していきます。また、地域貢献委員会(施設連絡会)の設置に向けた取り組みを行います。

2. 基金の有効活用

本会の基金を、「地域福祉推進基金」「ボランティア・災害救援活動基金」「先駆的事业活用基金」「公募事業助成基金」の4つに再構築し、福祉充実のために有効に活用します。特に「公募事業助成基金」は営利を目的としない団体の福祉活動を助成することによって、枚方市の福祉の充実を図ります。合わせて、基金の有効利用を市民にアピールし、基金への寄付を募ります。

3. 第4次枚方市地域福祉活動計画の推進

計画4年目となり更なる計画の推進を図ります。平成25年度より本会の地域担当職員(コミュニティワーカー)の体制強化を図り、校区福祉委員会等への積極的な支援をおこない、より一層地域福祉活動の推進に努めます。また、地域での生活支援の充実に向けた地域ボランティアとの連携を進めます。

4. 生活支援・権利擁護に関する取り組みの強化

認知症や障害などで判断能力が十分でない人を支援する、福祉サービス利用援助事業の待機者解消に努めます。また、社協内での生活支援や権利擁護に関する相談窓口の一本化について検討を進めるとともに、枚方市における成年後見制度の構築について、行政や関係機関・団体の参画を得て、検討を進めます。

5. 地域包括支援センター・地域支援センターの活動推進

地域包括支援センターこもれび・ふれあいでは、小学校区ごとにケア会議を開催するとともに「高齢者見守り110番」の協力店の拡大を図ります。地域支援センターゆいでは、福祉サービス利用に関する相談や権利擁護に関する相談の充実を図り、障害のある人の地域生活を幅広く支援していきます。

その他、居宅介護等事業や移動支援事業などの直接サービスの実施や指定管理事業の運営など、今年度も各事業計画に基づいて実施します。

【一般会計 事業計画】

経理区分名	1. 法人運営事業
基本方針	本会の経営理念である「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」の実現をめざすため、その基礎となる法人の経営基盤を強化する。また、社協活動や運営状況などの情報提供を積極的に行い、市民や地域組織・団体から信頼される組織体制を目指す。
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営戦略プログラム(第2期)の推進 2. 組織会員の加入促進および地域貢献委員会の設置 3. 成年後見制度に関する事業の研究・検討 4. 社協活動や運営状況の積極的な情報提供 5. 「第4次地域福祉活動計画」の推進 6. 積極的な寄付の募集と基金の活用
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会・部会・評議員会の開催 2. 経営戦略プログラム(第2期)の推進 評価委員会、進行管理チームによる計画推進 3. 第4次地域福祉活動計画の推進 4. 組織会員の加入促進および地域貢献委員会の設置 5. 災害時対応マニュアルの策定 6. 成年後見制度に関する事業の研究・検討 7. 積極的な情報提供 8. 枚方市民生委員児童委員協議会の事務局業務 9. 枚方市赤十字奉仕団の事務局業務 10. 枚方市地区募金会の事務局業務 11. 枚方・交野地区保護司会の事務局業務 12. 善意銀行の運営 13. 地域福祉推進基金、ボランティア・災害救援活動基金、先駆的事业活用基金、公募事業助成基金の積極的な活用

経理区分名	2. 住民会費等事業
基本方針	地域住民や幅広いさまざまな機関・団体・事業所等の参加・協力によって、「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」を推進するために会員制度を導入している。納められた「会費」を財源として、地域福祉活動やボランティア活動の推進、啓発活動などを行う。
重点事項	1. 法人賛助会員の加入促進を図る 2. 広報紙面の刷新やホームページ充実による啓発活動の推進
実施事業	1. 小地域福祉活動の推進 ①校区福祉委員会活動の支援、連携 ②校区福祉委員会活動助成金の交付 2. ボランティア活動の推進 ①ボランティアアドバイザーの活動促進 ②ボランティア保険料の助成 3. 地域福祉に関する啓発活動の促進 ①社協だよりの発行 ②社協リーフレットの作成 ③ホームページを活用した迅速でタイムリーな情報発信・提供 4. 社会福祉協議会会員の募集

経理区分名	3. ボランティア活動推進事業
基本方針	「第4次地域福祉活動計画」に基づき、新たな出会いやつながりにより様々な立場の市民が参加・交流するボランティア活動を支援し、共生の地域づくりをすすめていく。特に、市民及び地域に対して、ボランティア・市民活動に関する情報発信を行い、市民活動や地域活動との連携を一層強化し、日常的なボランティア活動の推進を図る。また、災害時にボランティアによる支援活動が円滑にすすめられるように関係機関との連携を図る。
重点事項	1. 生活支援の推進を目的とした地域のボランティア活動との連携強化 2. 小規模・中規模災害を含む災害ボランティア活動の支援体制の整備

<p>実 施 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティア・市民活動の支援 <ol style="list-style-type: none"> ①各種講座・研修会の開催 ②ボランティアセンター運営委員会の開催 ③ボランティア活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア相談、コーディネート、保険受付 ・ボランティアグループの育成・支援 ・ボランティアリーダー・アドバイザーの育成 ④小地域福祉活動におけるボランティア活動への参加支援 2. ボランティア・市民活動情報の整備・充実 <ol style="list-style-type: none"> ①ボランティア・市民活動の情報収集及び情報発信・提供 ②関連分野の情報収集・動向把握 3. 地域における福祉教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①地域で取り組む学びの支援 ②学校への出前福祉講座 4. 災害時要援護者避難支援事業の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①要援護者に対し避難支援を行う支援者や支援グループの設定を行う地域活動との連携 ②災害時ボランティアの養成・育成 ③地域住民等を対象とした研修会や講習会の実施
----------------	---

<p>経 理 区 分 名</p>	<p>4. 小地域ネットワーク活動推進事業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>少子高齢化や核家族化に伴う家庭機能の変化等、地域社会が抱える福祉課題は、年々複雑化している。地域で支援を必要とする誰もが孤立することなく、安心して生活できるように、地域において市民のつながり・支え合いを通じて、誰もが住みやすい福祉のまちづくりを推進する。</p>
<p>重 点 事 項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各校区に配置するコミュニティワーカーの体制強化を図り、各校区の地域状況や住民ニーズに応じた、よりきめ細かい小地域ネットワーク活動の推進を図る。 2. 校区内の福祉団体、地域組織とのパートナーシップの構築 3. エリアを中心とした情報交換、活動交流を通じて、福祉活動を支える担い手の発掘・育成等の課題解決を図る。

<p>実 施 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小地域ネットワーク活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①個別援助活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・見守り、声かけ活動等の推進 ②グループ援助活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流活動の充実 ③校区福祉委員会活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発活動の推進 ・担い手育成の推進 2. 各校区の地域福祉活動の推進を目的とした各種研修会の開催 <ol style="list-style-type: none"> ①活動者研修会の開催 ②会計担当者研修会の開催 ③会長研修会の開催 ④テーマ別活動者交流会の開催 3. 校区福祉委員会協議会活動の運営 <ol style="list-style-type: none"> ①役員会、全体会議の開催 ②各エリア（北、中、南、東）会議の開催 ③先進地区の視察、管外研修会の開催 ④第4次地域福祉活動計画推進への協力 ⑤社会福祉協議会事業との連携 ⑥薬物乱用防止啓発活動の実施、協力 ⑦関係機関、団体等の福祉事業への協力、参加
----------------	--

<p>経 理 区 分 名</p>	<p>5. 助成事業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>各種福祉団体やひとり暮らし老人会などの当事者組織及び福祉活動団体などが、円滑に組織運営・活動をすすめられるよう助成を行う。</p>
<p>実 施 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉団体、福祉団体連絡会への助成 2. ひとり暮らし老人会への助成 3. 各種団体への助成

<p>経 理 区 分 名</p>	<p>6. 献血推進事業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>市内における献血の推進と献血思想の普及を目的に関係機関団体で組織された「献血推進協議会」を中心に、各種事業を実施し、献血の推進を図る。</p>

重点事項	<p>1. 市内高校・大学などを中心に啓発活動を行い、若年層の献血への理解を深め、献血への協力を図る。</p> <p>2. 企業への献血協力について、関係機関・団体とともに呼びかけを行う。</p>
実施事業	<p>1. 献血推進協議会の開催 各種関係団体・機関で構成している協議会組織の特性を活かし、より効果的な献血活動の推進を目的に開催する。</p> <p>2. 広報・啓発活動 ①移動採血車による地域献血において400ml献血の推進を行う。 ②広報ひらかたへ献血日程を掲載し、ラポールひらかたにおいて、献血啓発DVDを上映する。 ③「京阪枚方市駅献血ルーム」の周知を図り成分献血を中心に献血推進を行う。 ④年間を通して血液事業に関する情報収集を行い、イベントや各種事業を通じて市民への情報提供および啓発を行う。</p> <p>3. 街頭啓発活動の実施 夏期・冬期の献血者が著しく減少する時期に、献血思想の普及を図り、献血者を確保するため、街頭キャンペーンを実施する。</p> <p>4. 校区福祉委員会との連携 校区福祉委員会主催の献血活動の実施に際して、広報活動など積極的に支援・協力を行うとともに、献血に関する必要な情報提供を行う。</p> <p>5. 関係機関・団体等との連携 関係機関・団体との連絡調整を図り、組織的な活動を展開し効果的な献血推進活動を展開する。</p> <p>6. 市内高校・大学・企業へ献血協力の呼びかけを行う。</p>

経理区分名	7. 福祉サービス利用援助事業
基本方針	<p>認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人に対し福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、権利擁護を図るとともに、関係機関と連携し、地域で自立した生活が送れるよう支援する。</p>

重 点 事 項	<p>1. 利用者の支援状況を精査し、関係機関等と連携し、成年後見等他制度への移行など適切な権利擁護に努める。成年後見人等が選任されたケースについては、円滑な業務移管を進める。</p> <p>2. 適切な支援スキルを高めることにより、新たな利用希望者の面談調査を早期に実現するなど、円滑なサービス提供に努め、待機者の解消を図る。</p>
実 施 事 業	<p>1. 福祉サービスの利用援助</p> <p>①情報の提供、相談</p> <p>②サービス利用の申し込み、契約の代行・代理</p> <p>③利用料金支払いの代行</p> <p>④苦情を解決するための手続き</p> <p>2. 日常的金銭管理</p> <p>①年金や手当等の受領に必要な手続き</p> <p>②医療費や税金、公共料金等の支払い手続き</p> <p>③日用品購入の代金支払いの手続き</p> <p>④預貯金の入出金、解約等の手続き</p> <p>3. 書類等の預かり</p> <p>預貯金通帳・各種証書、実印等を貸金庫で保管</p> <p>4. 福祉サービス利用援助事業監査委員会の運営</p> <p>5. 大阪司法書士会リーガルサポート等関係機関との連携</p>

経 理 区 分 名	8. 精神保健福祉推進事業
基 本 方 針	<p>枚方市が制定した「精神衛星都市宣言」の趣旨を踏まえ、心の健康づくりや心の病の啓発活動を通じて、精神保健福祉に関する知識の普及を図るとともに、当事者組織や家族会等の活動支援を行う。</p> <p>また、自殺予防をテーマとした啓発事業や相談事業の周知を図り、誰もが心の健康を保ちながら生活できる地域づくりを推進する。</p>
重 点 事 項	<p>若年層を中心としたこころの健康づくりに関する啓発事業の充実を図るために、中学教師やPTAを対象にした思春期児童・生徒の「心の健康・心の病」についての研修会の開催を推進する。</p>

<p>実 施 事 業</p>	<p>1. 組織運営事業</p> <p>①精神保健福祉推進協議会の開催</p> <p>②企画検討部会の開催</p> <p>2. 啓発事業</p> <p>①心の保健セミナーの開催</p> <p>②各種講座の開催</p> <p>市民啓発講座・自殺予防市民啓発講座・こころの健康講座</p> <p>③ふれあい交流事業の開催</p> <p>④リーフレット等の配布</p> <p>3. 相談事業</p> <p>①「心の健康相談」の実施</p> <p>②「こころの電話相談」の実施</p> <p>③自殺予防電話相談「ひらかた いのちのホットライン」の実施</p> <p>4. 団体支援事業</p> <p>①セルフヘルプグループの活動支援</p> <p>・当事者会・家族会・枚方断酒会・自死遺族会</p> <p>②枚方市こころの電話相談室の活動支援</p> <p>③ボランティアの活動支援</p> <p>5. 各種研修会の開催</p> <p>①自殺予防ゲートキーパー研修の開催</p> <p>②電話相談員フォローアップ研修の開催</p>
----------------	---

<p>経 理 区 分 名</p>	<p>9. 生活福祉資金貸付事業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>失業や減収により生計の維持が困難になり、生活再建のため継続的な相談支援を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込める世帯に対し制度利用の相談窓口となり、民生委員と連携し資金を貸し付けることにより、世帯の自立を支援する。</p>
<p>重 点 事 項</p>	<p>相談者の支援にあたって、相談内容の丁寧な聞き取りを行い、社協の相談事業（CSW等）や民生委員と積極的に連携することにより、問題解決を図る。初期面談での聞き取りに特に注意を払い、不正申請の防止に努める。</p>

実施事業	<p>1. 資金の貸付に関する相談内容</p> <p>①大阪府生活福祉資金総合支援資金 (生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)</p> <p>②大阪府生活福祉資金(福祉資金・教育支援資金)</p> <p>③大阪府生活福祉資金(小口生活資金)</p> <p>④大阪府生活福祉資金(不動産担保型生活資金)</p> <p>2. 資金の貸付に関する申請内容の調査・確認</p> <p>3. 資金貸付後の償還指導</p>
------	---

経理区分名	10. 住宅改造助成調査事業
基本方針	身体状況や家屋の構造など、利用者のニーズにあわせた住宅改造方法や各種公的制度等の紹介、相談及び助言を行うことにより、重度障害者等の日常生活動作の改善や介護者の負担軽減を図る。
実施事業	<p>1. 住宅改造相談窓口の設置、申請受付</p> <p>2. 改造前現地調査及び改造完了調査</p> <p>3. 重度障害者等住宅改造助成事業リフォームチームによる改造前後の調査および各関係機関との調整・連携</p> <p>4. 枚方市住宅改造助成事業協力店名簿の作成</p>

経理区分名	11. 住宅手当緊急特別措置事業(住宅支援給付事業)
基本方針	離職者であって、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失または喪失するおそれのある人を対象に住宅費(家賃)を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援を実施し、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行う。
重点事項	相談者への丁寧な対応に努めると同時に、不正申請を防ぐための注意深い聞き取りを行う。制度受給者の就労支援では、積極的な情報提供とハローワークなど関係機関との効果的な連携を行う。
実施事業	<p>1. 申請における聞き取り及び申請基準・申請書類の確認・送付</p> <p>2. 住居喪失者に対する住居確保の支援</p>

	<p>3. 必要に応じて他機関・制度の紹介</p> <p>4. 支給決定者への月2回の就労支援</p>
--	---

経 理 区 分 名	1 2. 共同募金配分金事業
基 本 方 針	<p>地域住民やボランティア、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、社会福祉施設など様々な人や団体と関係機関の協力を得て、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らす社会を築くために、募金運動と助成事業を行う。</p>
重 点 事 項	<p>1. 企業募金・職域募金の取り組みの強化</p> <p>2. 地域生活課題解決に資する助成金の交付</p>
実 施 事 業	<p>1. 募金運動の実施</p> <p>①赤い羽根共同募金（10～12月実施）</p> <p>集めた募金は、府募金会の配分委員会の審議を経て、社会福祉施設や団体に配分</p> <p>②地域歳末たすけあい募金(12月実施)</p> <p>集めた募金は、ボランティア団体や当事者団体等の組織化の援助、地域福祉活動のための事業、小規模災害助成として配分</p> <p>③ハートフルベンダーの設置促進</p> <p>2. 各種団体・事業への助成</p> <p>①ボランティア団体への公募助成</p> <p>②高齢者・障害者・福祉団体、保育施設等への助成</p> <p>③校区福祉委員会活動支援助成</p> <p>3. 啓発活動の充実</p> <p>募金運動の周知・啓発を積極的に推進する。</p> <p>広報紙やホームページを活用し、配分内容を情報公開する。</p>

<p>経理区分名</p>	<p>13. 居宅介護等事業</p>
<p>基本方針</p>	<p>高齢者及び障害のある人等が、地域で自立した日常生活を営むことが出来るようニーズに沿った支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p> <p>要介護状態にある高齢者及び障害のある人の意思及び人格を尊重し、介護保険法に基づく、訪問介護及び居宅介護支援、また、障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護のホームヘルプサービスを行う。</p>
<p>重点事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営戦略プログラム(第2期)に従い、目指すべき体制に向けてサービス提供責任者に契約職員を配置し、具体的な準備を進める。 2. ホームヘルパー（契約職員）の確保を行い正規職員の時間外勤務の減少に努める。 3. ヘルパー研修を実施し、更に質の向上を図る。 4. 障害者総合支援法により、平成26年度から実施する知的・精神障害者の重度訪問介護及び、グループホーム利用者に対するホームヘルプの実施を見越した事業のあり方について検証し、体制を整える。 5. 介護職員等による、たん吸引等の医療行為について充実を図る。
<p>実施事業</p>	<p><障害者対象事業></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活全般に係わる相談・助言 2. 居宅介護事業(家事援助・身体介護) 3. 重度訪問介護(身体障害者を対象に家事援助、身体介護及び日常生活に生じる様々な介護) <p><高齢者対象事業></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者居宅介護(訪問介護)事業(生活援助・身体介護) 2. 居宅介護支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ①居宅サービス計画の作成・変更 ②居宅サービス計画の実施状況の把握 ③サービス提供確保のため関係諸機関との連絡調整

経 理 区 分 名	14. 移動支援事業
基 本 方 針	障害のある人が、地域で豊かに暮らせるよう、意思及び人格を尊重し障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業である移動支援事業を行い、また在宅生活者における福祉の向上を図る。
重 点 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人材育成及び土日の事務所体制を整備するためサービス提供責任者の増員を行う。 2. 稼働していないガイドヘルパーの人材の活用と整理を行う。 3. 業務の効率化を図るために、ガイドヘルパーへのメール配信システムによるコーディネートを試行実施する。 4. 利用を希望する待機者の解消
実 施 事 業	<p><利用対象者> 知的障害児者・身体障害児者・精神障害者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外出に係る相談、助言 2. 利用者ニーズに沿った外出支援 <ol style="list-style-type: none"> ①余暇活動支援 ②送迎支援（施設送迎・作業所送迎・ショートステイ送迎・日中一時支援事業先への送迎）

経 理 区 分 名	15. 総合福祉センター管理運営事業
基 本 方 針	高齢者や市民の生きがいと健康増進を目的として、市民各層の交流を図ると共に、老人趣味の講座や市民講座及び世代間交流行事等諸事業を実施する。
重 点 事 項	来館者参加型のコンサートを充実し、市民交流の場として広く市民に周知する。

<p>実 施 事 業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 老人福祉センター事業 <ol style="list-style-type: none"> ①貸室の提供 ②生活及び健康に関する相談の実施 ③生業及び就労のための支援（相談）の実施 ④機能回復訓練（健康体操）の実施 ⑤教養講座（趣味の講座・健康講座）の実施 ⑥浴場の提供 ⑦老人クラブに対する援助 ⑧世代間交流行事の実施 ⑨同好会活動の活性化支援 2. 市民福祉センター事業 <ol style="list-style-type: none"> ①貸室の提供 ②市民講座の実施 ③文化体験行事の実施 ④ロビーコンサート実施(年3回以上開催) 3. 老人作業所事業 <ol style="list-style-type: none"> ①貸室の提供 4. 啓発活動（機関紙・パンフレット等） 5. バス運行の管理 <ol style="list-style-type: none"> ①送迎バス（定期バス・巡回バス）運行の管理 ②福祉バス（リフト付きバス）運行の管理 6. 運営委員会の開催
----------------	--

<p>経 理 区 分 名</p>	<p>16. くすの木園(生活介護) 管理運営事業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な支援に努める。 2. 利用者の自立と社会経済活動への参加を促進する観点から日中活動の支援を行う。 3. 利用者の社会自立を推進するために、ひとりひとりのニーズに応じた支援を計画的・継続的・総合的に行う。 4. 「完全参加と平等」の理念に基づき、障害の有無を問わず人は生まれながらに平等であり、社会・経済・生活上差別されない権利を有することを広く市民に啓発する。

	<p>5. 障害のある人が価値ある市民生活や諸活動を営むことができるように関係機関や地域との連携を図るとともに、地域環境の整備についての提言に努める。</p>
重 点 事 項	<p>1. 地域住民との交流（昨年に続き、地域住民に自家製野菜の販売、福祉事業所等に園内行事へ参加を呼びかける）</p> <p>2. 野菜販売拠点の開拓・拡大（目標3カ所）</p>
実 施 事 業	<p>1. 日中活動の支援</p> <p>①生産活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽作業（醤油さしもぎり、箱折り、畳見本帳制作等） ・資源リサイクル作業（アルミ缶回収、紙パック回収・紙漉ハガキの制作など） <p>②生活支援</p> <p>③余暇活動支援（フライデーサークルの実施）</p> <p>④利用者同士の話し合い（「みんなの会」の実施）</p> <p>⑤地域との関わり</p> <p>くすの木まつり、運営懇談会の開催を通じ、地域との交流を深め相互理解を図る</p> <p>2. レクリエーション事業の実施</p> <p>宿泊体験、一泊研修旅行や外出活動を実施、社会経験の場を提供する。</p> <p>3. 健康に関する支援</p> <p>内科・精神科の嘱託医による保健や衛生に関する支援を行う（医療相談、身体測定、健康診断等）。</p> <p>4. 虐待防止</p> <p>利用者の人権侵害や身体的、性的、心理的虐待を防止するため、職員の人権意識の向上、支援知識および技術の向上を図る。</p> <p>5. 防火・安全対策</p> <p>年2回の消防訓練の実施。また、危険防止・安全な支援を図るため、事業所設備の点検・改修・事故防止を行う。</p> <p>6. 事業所の通所送迎サービスの実施</p> <p>利用者が通所し易いように送迎車の運行・管理を行う。</p>

経 理 区 分	17. 共同生活援助・介護事業
基 本 方 針	利用者がより豊かに地域で生活を送れるよう、ケアホーム4カ所の円滑な運営と、個々の利用者の意思を尊重し、生活全般の支援を行う。
重 点 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災マニュアルを見直し、新たな防災マニュアルを作成、法人全体のマニュアルとの整合性をはかり、災害時に備える。 2. 夕食の調理を担当する世話人の研修とミーティングを実施し、栄養バランスに留意した食事の提供により、生活習慣病予防に努める。 3. 利用者負担金の銀行振替や福祉サービス利用援助事業の利用を進めるなど、ケアホームでの金銭管理を見直す。
実 施 事 業	<p>ガイドヘルパー・ボランティア等の利用や関係機関との連携を行い、市内のグループホーム・ケアホームとの連携や世話人研修会、担当者会議などにより、職員及び世話人の質の向上を図り、運営を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 4カ所のケアホームの運営 れいんぼう・ひまわり・憩い苑ホーム・たんぽぽの運営 2. 世話人研修の実施 枚方市知的障害者福祉ネットワークで研修会を年間2回程度（講義形式・事例検討形式）実施し、世話人の質の向上を図る。

経 理 区 分	18. 障害者活動支援事業
基 本 方 針	障害のある人が自主的に余暇活動を行うことを支援するため、各種レクリエーション行事を実施し、自立と社会参加を支援する。
重 点 事 項	障害のある人の意見が反映され、参加者が達成感を得られる大会や催しとなるような取り組みを行う。

実 施 事 業	<p>1. レクリエーション行事の開催</p> <p>①ふれあいスポーツ交流会</p> <p>障害のある人で構成される実行委員会で企画・運営を行う。大会を通じて障害のある人等の交流を図り、障害のある人の地域生活の充実を図る。</p> <p>②ジョイフルクリスマス会</p> <p>障害のある人の社会参加・余暇活動の機会となるレクリエーション行事としてクリスマス会を開催する。</p>
---------	---

経 理 区 分 名	19. 父子家庭日常生活支援事業
基 本 方 針	<p>父親が就労等により不在のため、日常生活を円滑に営むことに支障がある父子家庭に対し、父子家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行うことにより、父子家庭の自立を促進する。</p>
実 施 事 業	<p>父子家庭生活支援員を父子家庭に派遣し、次の援助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の保育 2. 食事の世話 3. 住居の掃除 4. 生活必需品の買い物 5. 医療機関との連絡

経 理 区 分 名	20. 地域包括支援センター事業（こもれび・ふれあい）
基 本 方 針	<p>高齢者への総合的な生活支援の窓口である地域包括支援センターのうち、第1圏域・第2圏域を枚方市より受託運営する。</p> <p>第1・2圏域が連携して、増加する高齢者に対応するために介護予防支援事業を実施し、地域住民の保健福祉の向上と地域生活の安定に向けた包括的な支援を充実する。</p> <p>特に高齢者支援ネットワーク（地域懇談会）を活用したフォーマル・インフォーマルの支え合いシステムづくりを積極的に進めるため、センター独自の活動を具体化していく。また、介護予防ケアマネジメント業務においては、更に力を入れ、職員の資質向上に努める。</p>

重 点 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小学校区ごとに地域ケアに関する懇談会(ケア会議)を開催する。 2. 地域包括支援センター(13か所)で進めている「高齢者見守り110番」の協力店を増やす。
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防の推進 要支援・要介護の認定者以外の被保険者も視野に入れた介護予防マネジメントの実施・支援 2. 総合相談・支援 地域の高齢者の実態把握、被保険者・家族の相談支援 3. 高齢者(要援護者)の見守り活動 地域の協力店舗等と連携し、認知症・虚弱高齢者等支援を必要とする方の早期発見・対応 4. 権利擁護の推進 成年後見制度利用支援、認知症高齢者のネットワーク形成 5. 高齢者虐待防止の推進 高齢者虐待防止・早期発見のためのネットワーク形成 6. 地域ケア支援 支援困難事例等への指導・助言・介入・アセスメントの実施、元気高齢者のためのネットワーク形成と活動支援 7. 高齢者元気はつらつ健康づくり事業 楠葉・牧野生涯学習市民センター及び地域集会所等で、介護予防普及啓発を実施 8. 地域活動支援事業 地域活動等の支援として様々な教室(介護予防教室、高齢者の権利を守る教室、認知症サポーター養成講座)の開催 9. 地域懇談会、事業所懇談会などの計画的実施 気になることはありませんか事業の継続実施 10. その他、地域生活支援に必要な取り組み

経理区分名	21. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業
基本方針	<p>地域の中で、誰もが困ったときに身近なところで気軽に相談できるように、ワンストップサービスとして「総合相談窓口」の役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を4人配置する。</p> <p>地域で暮らす高齢者、障害者、子育て家庭、ひとり親家庭などで援助を必要とする人または家族への支援を通じて、市民の福祉の向上と自立生活を支援するための基盤づくりを行う。</p>
重点事項	<p>1. 「ひきこもり」や「支援拒否」、複数の福祉課題を抱え制度のはざまにある人を対象として相談援助を行うとともに、関係機関・団体との連携を深め、公的制度のつなぎや調整、見守りなどを行い、相談支援活動の充実を図る。</p> <p>2. 市民が身近な場所で気軽に相談できるように、出張相談窓口の拡充を図る。</p>
実施事業	<p>1. セーフティネットのしくみづくり</p> <p>小地域ネットワーク活動や各種ネットワーク機能を活用し、要援護者に対する見守りや発見、相談、解決に向けた適切なサービスへの「つなぎ」を行う。</p> <p>2. 要援護者などに対する見守り・相談</p> <p>①要援護者及び家族などの実態把握、見守り・声かけ、相談などを行いながら、福祉支援ニーズの見極めを行う。</p> <p>②要援護者などを支援するサービスの把握に努め、利用方法に関して地域住民へ情報提供、啓発を行う。</p> <p>③福祉制度・他分野サービスの利用申請に関する支援を行う。</p> <p>④校区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者団体、関係機関との連携を図るため研修・啓発事業を実施する。</p> <p>⑤地域の拠点を利用した出張相談会を開催し、身近な場所での相談対応を行う。</p> <p>3. 地域住民活動のコーディネート、企画・立案機能の強化</p> <p>コミュニティ協議会、校区福祉委員会などが実施する地域活動に対し、地域住民ボランティアの人材発掘、育成などの支援を行う。</p> <p>4. 地域福祉における計画的推進への支援</p> <p>地域福祉計画・地域福祉活動計画への参画、活動を通じて得た情報の提供。</p>

経 理 区 分	2 2 . 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 事 業
基 本 方 針	<p>障害のある人の創作活動・余暇活動や生産活動又サロン活動や自主的グループ活動の支援を行うとともに、社会参加の支援や関係機関の連携・ボランティアの育成等を行い、利用者の自立と社会参加を推進する。また、生活全般における相談支援活動や障害児を対象にした放課後支援活動も併せて実施し、障害のある人の地域生活を幅広く支援していく。</p>
重 点 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当事者が参加する学習会は障害者の権利をテーマとして内容の充実を図る。 2. 利用者ニーズにあった企画行事（ミニコンサート等）の実施回数を増やす。 3. 障害者の権利擁護について、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図る。 4. 適切な相談支援を実施するため、職員研修を強化する。
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談支援事業 2. 地域活動支援センター I 型事業 <ol style="list-style-type: none"> ①日中活動支援（創作活動・生産活動・サロン活動） ②本人活動支援（サークル活動・カルチャー活動・当事者の集い・学習会、講座等の開催） ③医療・福祉及び地域との連携 ④ボランティアの育成 ⑤障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動 3. 日中一時支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ①障害児の放課後活動支援 ②障害児の長期休暇活動支援 4. 障害程度区分認定調査の実施 5. 通学支援事業 <p>申請時の学校アセスメント及び家庭アセスメントを実施する。</p> 6. 特定相談支援事業 <p>福祉サービス利用における支給決定を行う際にサービス等利用計画書を作成し、サービス担当者会議やモニタリングを実施する。</p>

経理区分名	23. 乳児家庭全戸訪問事業
基本方針	枚方市内に在住する生後4か月までの乳児のいる家庭を対象とし訪問活動を通じて、子育て家庭の地域での孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
重点事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訪問時に、より適切な支援が行えるように、訪問員の資質向上を目的とした研修の充実を図る。 2. 訪問家庭のニーズに応じた支援につなぐため、関係機関との密接な連携を図る。
実施事業	<p>乳児のいるすべての家庭を訪問対象とし、対象乳児が4か月を迎えるまでの間に、訪問員による家庭訪問を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象家庭の訪問 <p>育児に対する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報提供、記念品の配付、乳児及び保護者の心身の様子などの把握を行う。</p> 2. 地域の子育て活動支援との連携 <p>地域において子育て支援事業や活動を実施する関係機関団体等の連携を図り、子育て支援ネットワークの強化など、子育て家庭に対する支援の充実を図る。</p> 3. 市への報告 <p>訪問の結果を市関係各課に迅速かつ的確に報告し、適切なサービス提供につなぐなど、乳児家庭の健全な育成環境の確保を図る。</p>

【特別会計 事業計画】

<p>経 理 区 分 名</p>	<p>1. 総合福祉会館管理運営事業</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>福祉活動の拠点である総合福祉会館において、当事者組織・ボランティアグループ活動を促進し、市民が必要とする福祉情報の提供や各種相談に対応するとともに、啓発活動の充実・強化に努める。</p> <p>また、市民に有益となる講座を開催し、新たな利用者の獲得を目指し、会館利用の促進に繋げるよう努める。</p>
<p>重 点 事 項</p>	<p>ラポールひらかたが開館して15年が経過し、設備・機器・備品等が経年劣化していることから、市民サービスに支障が生じないように枚方市と調整し、計画的な設備の修繕等、適切な対応・対策を行う。</p>
<p>実 施 事 業</p>	<p>1. 総合福祉会館の管理・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ①快適な利用のための環境整備 ②福祉図書コーナーの運営 ③関係機関との連絡調整 <p>2. 各種事業の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総合福祉相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ふくし相談・心の健康相談など ②ラポール福祉講座・市民講座の開催 ③水泳教室の開催 ④ラポールいこいのミニライブの開催